

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく藤枝市民会館の  
利用に関するガイドラインについて

(街道・文化課)

令和2年5月11日作成

令和2年5月15日作成

(下線部は前回からの変更箇所)

令和2年5月14日、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、静岡県が緊急事態宣言の指定区域から除外された。

本市では5月15日に市新型コロナウイルス感染症対策本部から新たな方針が示され、今後の施設利用について、5月16日(土)から下記のとおり対応する。

なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、随時改定する。

記

1 感染防止対策の徹底

(1) 3つの密(密閉・密集・密接)発生の回避

- ・利用人数・滞在時間の制限
- ・十分な座席の確保、四方を空けた席の配置(人と人との間隔は2mを目安)
- ・室内の頻繁な換気

(2) 症状のある利用者の制限の周知

- ・発熱や軽度であっても、せき・咽頭痛などの症状のある人は利用しない
- ・過去14日以内に発熱等の症状があった人は利用しない
- ・過去14日以内に海外や感染拡大している国内の地域への訪問歴がある人は利用しない

(3) 会場・施設の衛生対策等

- ・手指の消毒設備の設置、手洗いの慣行
- ・マスク着用の要請(飛沫感染対策)
- ・テーブル、イス、ドア等の共用設備・物品の消毒

2 1の対策を講じた上で当面、利用する人数が屋内で100人以下かつ収容人数の半分以下を目安に利用可能とする。

3 公益社団法人全国公立文化施設協会が作成した劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、拡大防止のための取組を適切に行うよう留意する。